

# 平成 22 年度低公害車導入促進助成金のご案内

(低燃費自動車・新長期規制適合車・ポスト新長期規制適合車)

昨年に引き続き、環境エネルギー対策事業の一環として低公害車導入促進に係る導入費用の一部について助成することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施することになりましたのでご案内致します。

## 記

1. 申請期間 平成 22 年 5 月 10 日(月)～平成 23 年 2 月 28 日(月)  
但し、平成 22 年 3 月 1 日から平成 23 年 2 月 28 日まで  
に新車登録した県内車両が対象。(事後申請)
2. 助成金額 大型：10 万/台、中型：6 万/台、小型：3 万/台  
予算枠に達した時点で打ち切りになりますので容赦願います。
3. 対象車種 低燃費自動車 (型式：BKG、PKG)  
新長期規制適合車 (型式：BDG、PDG)  
ポスト新長期規制適合車(型式：未定)
4. 対象車両 車両総重量 2.5 t 以上の事業用低公害トラック
5. 申請要領 別添様式 1 の「低公害車導入促進助成金事業報告書(助成金交付請求書)」に必要事項を記入し、(1)自動車検査証の写し(2)請求書の写し(3)領収書の写し(リースの場合は、リース契約書の写し)を添えて申請する。

[ 問合せ先 ] (社)栃木県トラック協会 業務部(鹿野、鈴木、横山)

TEL 028 - 658 - 2515 FAX 028 - 658 - 6929

# 低公害車導入促進助成金交付要綱

社団法人 栃木県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、栃木県トラック協会(以下「栃ト協」という。)が行う、低公害車の普及・促進事業を推進するため、低燃費自動車導入促進助成金の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

## (定義)

2 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるとおりとする。

「低公害車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査省の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車(以下「検査済自動車」という。)であって、車両総重量2.5トン超の低燃費自動車・新長期規制適合車及びポスト新長期規制適合車をいう。

「事業者」とは、栃ト協の会員であって、栃木県内を使用の本拠の位置として低公害車を使用するものをいう。

## (低公害車導入に対する助成)

第3条 栃ト協は、事業者から申請があった場合、予算の範囲内において、低公害車の導入に要する費用の一部を低公害車導入促進助成金(以下「助成金」という。)を本要綱第5条の規定に基づく区分により助成することが出来る。

## (助成金の交付)

第4条 栃ト協は、事業者の申請に基づき、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 助成金は低公害車導入に要する費用の一部とする。

## (助成交付額)

第5条 事業者が新たに新車登録した県内営業車両に対して、1台につき次に定めた額を交付する。

- |     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (1) | 大型車 | 10万 |
| (2) | 中型車 | 6万  |
| (3) | 小型車 | 3万  |

## (助成対象期間)

第6条 助成対象期間は平成22年3月1日から平成23年2月28日迄に登録を完了し、支払が終了したものを対象とする。

2 リース契約の場合は、上記期間に導入が完了し、リース契約を締結したものに限る。

3 期間内であっても予算内に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金交付請求)

第7条 助成金の交付を申請する事業者は、栃ト協が指定する期日までに、別紙様式1(低)「低公害車導入助成金実績報告書(助成金交付請求書)」により次の書類を添付し助成金の請求をするものとする。

ア 自動車検査証の写し

イ 請求書の写し

ウ 領収証の写し(リースの場合は、リース契約書の写し)

(助成金の交付)

第8条 栃ト協は、前条の「低公害車導入助成金実績報告書(助成金交付請求書)」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認められた場合には、申請事業者に対して平成23年3月末日までに助成金を交付する。

(財産の処分の制限)

第9条 事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(雑 則)

第10条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附 則)

1. 本要綱は、平成22年4月1日より施行する。

2. 助成金の送付に係る送金手数料等は、事業者負担とする。

様式 1 (低)

平成 年 月 日

低公害車導入促進助成金実績報告書  
(助成金交付請求書)

社団法人 栃木県トラック協会  
会長 関谷 忠 泉 殿

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

印

低公害車導入促進助成金交付要綱第 7 条の規程に基づき、助成金の支払いについて下記の  
通り請求をします。

記

1. 助成金請求額 金 円
2. 導入方法 買取 割賦  
リース ( 事業者名 :  
リース期間 : 平成 年 月 日  
~ 平成 年 月 日 )
3. 車種クラス 大型 ・ 中型 ・ 小型
4. 車名 ・ 型式
5. 車両登録日 平成 年 月 日
6. 車両登録番号
7. 振込先銀行口座 銀行 支店  
当座 ・ 普通 口座番号  
フリガナ  
口座名義

添付書類

- ( 1 ) 自動車検査証の写し ( 2 ) 請求書の写し  
( 3 ) 領収書の写し ( リースの場合は、リース契約書の写し )

ご担当者名 : TEL : FAX :

整理番号 :

